

- 一、商標法53条の2の代理人に該当するか否かは同条の適用の基礎となるべき取引上の密接な信頼関係が形成されていたかどうかという観点も含めて検討するのが相当であり、本件輸入者と外国権利者の関係は継続的な取引関係の構築を前提とするものであるから、そのような信頼関係が形成されていると判示した事例
- 二、外国権利者がその共有者により行われた出願が却下されていることを知っていたとしてもそれから2カ月以内に輸入者が出願している状況において、外国権利者がその商標登録を許容しているとはいえ、また、外国権利者が独占的通常使用権の許諾に応じ難い意向であることを知りながらその交渉中に行った出願に正当な理由があるとはいえないと判示した事例

—NUDE NAIL事件—

知財高判令和4年9月12日令和元年(行ケ)第10157号(裁判所ウェブサイト)

東海大学 情報理工学部 兼任講師・弁理士 中川 淨宗

◆事案の概要

X(原告)は、「つめ磨き(電動式のもの又は電動式でないもの)」などを指定商品にするとともに、その構成を上段にアルファベットの大きく「NUDE NAIL」、下段に小文字で小さく「glass nail shiner」と記載した下記の商標(X商標)に係る商標権者である。

Y(被告)は、パリ条約の同盟国である韓国において、X商標と同一または類似の商品を指定商品とするとともに、その構成も相紛れるおそれがある商標(Y商標)につき、平成27年8月28日に商標登録出願を行い、平成28年7月22日に設定登録を受け、Y商標を使用したつめやすり(Y商品)の韓国総代理店である訴外Aと当該商標権を共有している。平成27年12月3日、AはY商標に対応する商標(A商標)につき、わが国において商標登録出願(A出願)を行った。

Xは訴外Bを通じて平成28年5月6日にY商品を注文するとともにその対価を支払い、それ以降複数回にわたってY商品の注文と対価の支払いを行い、平成29年3月14日までY商品を継続的に注文している。その間の平成28年6月10日、XはBを通じてYに対し、YがA商標に係る商標登録出願により生じた権利または商標権を譲り受け、当該権利についてXに独占的通常使用権を許諾することなどを内容とする契約書案(本件契約書案)を提示した。

NUDE NAIL
glass nail shiner

[X商標]

(Y商標およびA商標も実質的には同一である)

これに対しBは、同年7月1日、Yの意向として独占的使用権の許諾は難しい旨を回答した。またBは、同月5日、A出願が商標権の設定登録料の未納により出願却下になったため、同月15日前にはYがY商標を出願する予定であり、独占的な権利を与えるには、最低販売保証数量や販売計画などについて協議・確認する必要があることをXに指摘した。

XはX商標について同年9月5日に商標登録出願(X出願)を行い、翌平成29年1月6日に商標権の設定登録を受けた。一方Yは、X出願を知らずに平成28年12月2日にY商標を出願したが(Y出願)、Y出願はX商標を引例として、拒絶理由通知を受けた。

そこでYは、平成30年4月12日、X商標について商標法53条の2所定の代理人等不正登録取消審判(本件審判:取消2018-300215)を請求したところ、翌令和元年10月15日、X商標を取り消す旨の審決(本件審決)がなされた。

本件訴訟は、XがYを被告として本件審決の取り消しを求めた審決取消訴訟であり、その取消事由は、①Xが同条所定の代理人または代表者に該当しないこと、および②X出願には同条所定の正当な理由があることである。

◆判旨—請求棄却—

取消事由1: Xが代理人に該当するか否かについて

「商標法53条の2が適用されるためには、本件期間内(引用者注: X出願がなされた平成28年9月5日の1年前である平成27年9月5日から平成28年9月5日までの間)にXがYの『代理人若しくは代表者』であったことを要するが、同期間内にXがYの代表者であったことの主張立証はないから、Xが『代理人』であったか否かが問題となる」

「商標法53条の2は、輸入者が権利者との間に存在する信頼関係に違背して、正当な理由がなく外国商標を勝手に出願して競争上有利に立とうとする弊害を除去し、商標の国際的保護を図る規定というべきであり、この観点からすると、ここにいう『代理人』に該当するか否かは、輸入者が『代理人』、『代理店』等の名称を有していたか否かという形式的な観点のみから判断するのではなく、商標法53条の2の適用の基礎となるべき取引上の密接な信頼関係が形成されていたかどうかという観点も含めて検討するのが相当である。

この点、Xは、Y商品を輸入して、日本国内でこれを販売するためにYとの取引関係に入ったものというべきところ、……本件期間内のY商品の納入は合計5回、1261万円に上り、決して少ないものとはいえず、さらに、本件期間後の平成29年3月14日まで継続している。そうすると、XとYの関係は、単発の商品購入にとどまるものではなく、継続的な取引関係の構築を前提とするものであり、このことは、Xがわが国におけるA商標の使用権を取得しようとしたこと、さらには、X商標の登録出願をしたこと自体からも裏付けられるものである。以上の事情を総合考慮すると、XとYの間には、本件期間内に既に、代理人ないし代理店と同様の取引上の密接な信頼関係が形成されたものと認めるのが相当であり、代理店契約の存否等にかかわらず、Xは、同条の2にいう『代理人』に該当するというべきである」

「Xは……XがA商標の使用に関する本件契約書案を作成し、Yに対して送付したが、妥結に至っていないことをもって、XがYの代理人とはいえない旨主張する。

しかし、A商標の使用権をめぐる交渉状況は前記……のとおりであって、Xが独占的通常使用権の許諾を求めたところ、Yが難色を示していたという状況にあったものである。これは、Xが、A商標ないし将来Yが日本において出願する予定の引用商標と同一の商標は、本来、Y及びA社が韓国において共有する商標に由来すること、また、Yが独占的通常使用権の許諾には簡単には応じられないという意向であったことを知りながら、X商標の登録出願をしたことを意味するものであって、Xの信義則違反を基礎付ける事実とはなり得ても、XがYの代理人であることを否定する事情ということとはできない」

「以上によれば、Xが商標法53条の2にいう『代理人若しくは代表者』に該当するとした本件審決の判断に誤りはない」

取消事由2：正当な理由の有無について

「Xは、……Yは、X商標の登録出願がなされた平成28年9月5日の時点において、A商標に代わる商標の権利取得を放棄していたのに等しく、他方、Xには、顧客に納入したY製品に付された商標に関する問題が生じることを回避する必要があったため、XがX商標の登録出願をするについて正当な理由を有する旨主張する。

しかし、Yが、同年7月5日の時点でA出願が登録料未納付により却下されたことを把握していたとしても、XによるX商標の登録出願まではわずか2か月にすぎず、これをもって『長期間』放置したとか、Xのみならず任意の第三者においてA商標に代わる商標を登録することが可能な状態を許容していたなどと評価できないことは明らかである。なお、Bは、……同日付けメールで、Yが同月15日までにY商標の商標登録出願をする予定であることをXに告げているけれども、同日までにY商標の商標登録出願がされなかったからといって、Yが出願の意思を失ったと推認されるものでもない。

さらに、……Xは、A商標ないし将来Yが日本において出願する予定のY商標と同一の商標は、本来Y及びAが韓国において共有する商標に由来すること、また、Yが独占的通常使用権の許諾には簡単には応じられないという意向であったことを知りながら、独占的通常使用権をめぐる交渉中にX商標の登録出願をしたものであるから、Xが当該出願について正当な理由があるなどといえないことも明白である。なお、Xのいう『Y製品に付された商標に関する問題』とは、Y商標を付した商品が出回り値崩れを起こしているという趣旨と解されるが……、これは、本来、独占的通常使用権をめぐる交渉において解決されるべき問題であり、X商標の登録出願を正当化するものではない」

「以上によれば、Xの商標登録出願に『正当な理由』がないとした本件審決の判断に誤りはない」

◆評釈—結論賛成・理由賛成—

1. 本判決の位置付け

まず、商標法（以下、商）53条の2所定の代理人に該当するか否かが争われた事例としては、以下のようなものがある。知財高判平成24年1月19日「Chromax事件」^{*1}は、同条所定のパリ条約の同盟国などで商標権に相当する権利を有する者（以下、便宜的に「外国権利者」と呼称）の当該権利に係る商標と同一ないし類似の商標（以下、便宜的に「外国権

利者商標」と呼称)について、わが国で商標権を取得していた者(以下、便宜的に「日本商標権者」と呼称)は、わが国における独占販売権を付与されていなかったが、外国権利者との間に継続的な取引により慣行上の信頼関係が形成され、わが国における外国権利者商標の使用に係る商品(以下、その使用に係る役務も含めて便宜的に「外国権利者商品」と呼称)の販売体系に組み込まれるような関係にあったから、本条所定の代理人もしくは代表者(以下、まとめて「代理人ら」と呼称)に該当する旨の審決を支持する。

一方、東京高判昭和58年12月22日「CASITE事件」^{*2}は、日本商標権者が外国権利者商品の単なる輸入販売業者であって、それ以上に外国権利者の代理人として外国権利者商品を販売する法律上の関係ないし特約店や輸入総代理店といったわが国において外国権利者商品を販売するための特別な契約上ないし慣行上の関係があるとは認められず、両者の間に格別な信頼関係が形成されていない場合につき、当該日本商標権者は本条所定の代理人らには該当しない旨を判示する。

本判決は、XがYの代理人に該当するためには、両者間の継続的な取引などに基づく信頼関係の構築が必要であると捉えている点については、従前の判例を踏襲する一方、XがY商品の販売体系ないしYの事業遂行の体系に組み込まれていることを要するとまでは判示していないことから、そこまで至らなくても本条所定の代理人に該当する場合がありますと示したという点において先例的意義を有する。

次に、商53条の2所定の正当な理由が存するか否かが争われた事例としては、以下のようなものがある。Chromax事件は、日本商標権者の広告宣伝活動によって外国権利者商標が外国権利者商品を表示するものとしてその価値を高めたという事実はなく、日本商標権者は外国権利者との間で継続的な取引を続けていただけであるから、日本商標権者による商標登録は正当な理由がないのに外国権利者の承諾を得ないでなされたものである旨を判示する。

一方、知財高判令和3年12月15日「Reprogenetics事件」は、日本商標権者と外国権利者との間で締結された契約によれば日本における商標権は前者の代表者と後者の共有に属し、両者が持ち分割合50%ずつの権利を有すると解される余地があるところ、そのような日本商標権者が行った商標登録出願につき正当な理由がないとはいえない旨を判示する。

本判決は、同条所定の正当な理由の有無について判示した数少ない事例の一つとして意義がある。

2. 取消事由1：Xが代理人に該当するか否かについて

商標法は商53条の2所定の代理人らを定義する規定を置いていないため、具体的にいかなる者が代理人らに該当するのか、その解釈が問題になる。本条はわが国においてパリ条約(以下、パリ)6条の7の規定を実施すべく設けられた規定であるから、同条の趣旨および同条(1)における「代理人又は代表者」の意義について検討する。

代理人らによる外国権利者商標の出願を許容するか否かは、第一義的には代理人らと外国権利者の合意に基づいて決定される問題であるから、両者の間に合意が十分に形成されて、両者がそれを順守すれば問題を生じない。一方、そのような合意が全くないし十分に形成されなかったり、合意が十分に形成されても特に代理人らがそれを順守しなかったり、両者の提携関係が終了したりした場合に、代理人らが相手方の許諾を得ずに外国権利者商標の出願を行うことがある^{*3}。

ここで、代理人らが外国権利者商標の出願を所望する事情としては次のような事情が考えられる。すなわち、代理人らは外国権利者商品に係る事業を国内で展開すべく費用や労力を負担して利益を得ているところ、外国権利者との提携関係が終了すると当該利益を喪失することになる。また、第三者による外国権利者商品の輸入・販売によってもその利益を喪失することになるが、専用使用権(商30条)のような独占排他的な権原を有しない限り、代理人らが自らこれを防ぐことはできない。さらに、第三者が外国権利者商標を出願した場合、それが国内周知商標(商4条1項10号)や不正な目的による外国周知商標(同19号)の出願などの不登録事由に該当せずに商標登録が行われてしまうおそれがある。そのようなとき、先使用権(商32条)などの当該外国権利者商標の使用を継続できる権原を保有していなければ、代理人らは当該商標を使用できなくなる。上記のような事情から、代理人らは自らが外国権利者商標の出願をすることで、自らの利益の喪失を防止したいと考える^{*4}。

一方、外国権利者が代理人らによる外国権利者商標の出願を希望することもあり得る。わが国の商標法でいえば、原則として外国権利者自身が日本国内で外国権利者商標を使用しないとすれば、そもそも商標登録を行うことができないため(商3条1項柱書き)、代理人らに商標権を取得させる場合である。また、わが国における第三者との間での商標権をめぐる法的紛争は、わが国の商標制度に通じている代理人らにその解決を委ねたいといった事情も考えられる。

反対に、次のような事情から外国権利者が代理人らによる外国権利者商標の出願を阻止することを所望することが考えられる。すなわち、外国権利者の立場に立てば、外国権利者商標は代理人らの保有に係るものではなく、あくまでも自らのものであって、当該商標が付された商品の出所が第一義的には外国権利者であることを示すものであり、外国権利者の業務上の信用が外国権利者商標には化体していると考えられる。そうすると、需要者は一般に外国権利者商標が付された商品を外国権利者の提供に係るものと認識しているにもかかわらず、当該国における当該商標の実際の権利者は代理人らということになる。したがって、代理人らと外国権利者が提携しているうちは特段問題ないが、特に両者の間の提携が終了した場合に、外国権利者商品について需要者に出所の混同を引き起こすおそれがある。

また、外国権利者と代理人らとの間の提携が終了した場合、外国権利者は当該国において外国権利者商標を使用できなくなったり、そうなりたくなければ代理人らから引き続き取引を継続するよう強要されたりすることも懸念される^{*5}。こういった懸念は、外国で事業を展開する際、当該国に代理人らを置き、そこを拠点にして当該国における事業を展開しようとする企業などによる国際的な事業活動を阻害することにつながりかねない^{*6}。

パリ6条の7および商53条の2は第一義的にはそのような場合における外国権利者の保護を図るための規定である。もっとも、前記のように、代理人らも外国権利者商標につき出願を行いたいという正当な事情もある。また、外国権利者は外国権利者商標につき、わが国において出願ないし登録をしていないにもかかわらず、先の出願に係る代理人らの登録商標を取り消し得ることから、商53条の2は先願主義（商8条）および登録主義（商18条1項）の一種の例外であるとも考えられる^{*7}。よって、外国権利者を過度に保護するような解釈も適切ではない。したがって、商53条の2およびパリ6条の7の文言を解釈する際は、代理人らと外国権利者双方の利益ないし事情を考慮する必要がある。

さて、パリ6条の7(1)所定の代理人らについて、パリ条約自身にはそれらを定義する規定がない。よって、具体的にいかなる者が代理人らに該当するかについての最終的な判断は、パリ条約の各同盟国においてそれを判断する権限のある機関（裁判所など）に委ねられることになるが^{*8}、同条の代理人らの解釈について、以下のような見解がある。

すなわち、外国権利者との間で特約店のような特別な契約を締結している者を指すと述べる見解^{*9}、あるいはこの見解よりも代理人らを幅広く解して外国権利者商品を取り扱う販売店も代理人らに含まれると述べる見解^{*10}などがある。

上記の各見解によれば、厳密な意味における代理権や代表権を保有している者には限定されないという意味で、同条における代理人らは広く解釈されている。確かに、パリ条約の各同盟国における代理人らの概念は千差万別であるから、特定の同盟国の国内法令における代理人らを意味するかのような狭い解釈は妥当でなく、それらを包含し得るような広い解釈が妥当である。もっとも、同条が設けられた1958年のリスボン改正会議では、同条に「顧客」ないし「需要者」といった文言を盛り込もうとしたものの否決されており、こうした同条の制定経緯に鑑みると、同条における代理人らに顧客や需要者は包含されないということになろう^{*11}。

次に、商53条の2第1項所定の代理人らの解釈については、上記のパリ6条の7(1)所定の代理人らの解釈を踏まえ、以下のような見解が唱えられている。すなわち、外国権利者から何らかの権限が付与されている者のことであると述べる見解^{*12}、外国権利者との間に信頼関係が形成されている者あるいは外国権利者に対し信義則上の義務を負う者のことであると述べる見解^{*13}、外国権利者との間に継続的な取引関係がある者のことであると述べる見解^{*14}などがある。これに対して、特段その継続性を求めることなく外国権利者商品の輸入や譲渡を行っていれば足り、外国権利者との間に取引関係がある者のことであると述べる見解^{*15}もある。

もっとも、前記パリ6条の7(1)における代理人らの解釈と同様、商53条の2所定の代理人らに該当するために民法はじめ法律上の代理権ないし代表権の存在までは必要としないことについて、上記の各見解は一致している^{*16}。ただし、代理人らを広く解釈したとしても、前記パリ6条の7の制定経緯からすると、商53条の2に規定されるところの代表者などに顧客や需要者は含まれないことになろう^{*17}。

私見では、前記の代理人らが外国権利者商標の出願を所望する事情と外国権利者がそれを阻止したい事情、パリ6条の7の制定経緯、そして上記の諸見解に鑑みると、商53条の2にいう代理人らとは、ある程度外国権利者の利益のために行動する者であって、外国権利者から見て外国権利者商標をその意思に反して出願しないことが期待できる程度の信頼関係を形成している者のことであると思われる。

本判決が判示する「取引上の密接な信頼関係」が具体的にどのような関係であるかは必ずしも明確でないが、上記のような信頼関係を指すものと思われる。そして、Chromax事件などが判示するように、XがY商品の販売体系やYの事業遂行の体系に組み込まれているとまではいえなくても、そのような信頼関係を形成することは十分に可能である。

本件について見てみると、まず、本判決が判示するように、上記のような信頼関係がXとYの間に形成されているか否かを判断する際に、Xが代理人や代理店などのいかなる名称を冠していたかは直接的には関係がない問題である。

また、本判決がXとYの関係は単発の商品購入にとどまるものではないと指摘しているように、外国権利者との間に単発的ないし散発的な取引関係があるだけでは、上記のような信頼関係がXとYの間に形成されているとまではいえない。取引関係についていえば、それが継続的であれば本条所定の代理人らに該当する方向に作用するであろうが、それが継続的であるか否かは本判決が判示するように、Y商品を納入した回数や金額などに基づいて判断されることになる。

そうすると、本件ではY商品が「つめやすり」というそれ単体ではそれほど高額でないと思われる商品につき、本件期間内に1261万円に上るYからXへの納入がなされているため、XとYの間で継続的な取引が行われていたといえよう。

さらに、XはA商標につき独占的通常使用権の許諾をYに求めているところ、これはわが国においてA商標を独占的に使用するための権限の付与を求めるものである。そして、YはXからのこの申し出に難色を示しているものの、その後もXとYの間での取引は継続しており、また、Xが独占的な権利を付与するためにはさらに協議・確認する必要がある旨の指摘をBから受けていることから、なおXとYの間にはA商標に係る独占的通常使用権の許否に係る折衝が続いていたところである。そのような事情を総合して考えると、XがYの意思に反して出願しないことが期待される程度の信頼関係が両者の間には形成されているといえよう。

以上の検討から、本判決の争点1に係る判示には賛成する。

3. 取消事由2：正当な理由の有無について

まず、パリ6条の7(1)は、代理人らが外国権利者の許諾を得ないで外国権利者商標について自己の名義による商標登録出願を行うことにつき、それが「正当であること」を明らかにした場合、同条は適用されない旨を規定している。

その趣旨は前記リスボン改正会議において代理人らが外国権利者商標について自らの出願を正当化できる余地を与えることにより、同条が過度に厳格に適用されないことがないようにしたと説明されている^{*18}。そして、そのような代理人らによる出願を正当化できる場合として、外国権利者が当該国における商標を放棄したり、権利を取得する意思がないことを代理人らに信じさせたりした場合が挙げられている^{*19}。

また、具体的にいかなる事情が商53条の2第1項所定の「正当な理由」に該当するかについて、従前の見解は以下のように述べている。まず、多くの見解が挙げているのは、前記パリ6条の7(1)における「それが正当であること」の解釈と同様に、外国権利者がわが国で外国権利者商標に係る商標権を取得する意思がない旨を代理人らに伝えた場合や当該商標を放棄した場合である^{*20}。

また、代理人らの費用や労力の負担により外国権利者商標につき当該代理人らに固有の業務上の信用が獲得された場合も正当な理由として認められる旨を述べる見解がある^{*21}。

さらに、代理人らと外国権利者の間により強固な結びつきがある場合も正当な理由が認められる旨を述べる見解があり、その例として総代理店契約ないし一手販売契約がある場合が挙げられている^{*22}。

そして、代理人らが外国権利者との間で取引関係に入る前に善意で外国権利者商標を登録していた場合にも、正当な理由が認められるとする見解もある^{*23}。

以上のような諸見解を踏まえると、私見では、前記2.で述べたとおり、代理人などとはある程度外国権利者の利益のために行動する者であって、外国権利者が外国権利者商標をその意思に反して出願しないことを期待できる程度の信頼関係を形成している者のことであると考えられるから、本条の「正当な理由」があるとは、形式的にはそのような外国権利者の期待を裏切って出願をしたとしても、それが結果的には外国権利者の意思に反する出願には該当しないといえる程度の正当化事情がある場合をいうものとする。

本件はA出願が却下されていることをYが把握してからX出願が行われるまで2カ月であるところ、外国人がわが国で商標登録出願を行うには少なくとも日本国民がそれを行うよりも時間がかかると思われるため、そのような短期間のうちに出願しなかったからといってYがY商標を放棄したとか、わが国で商標権を取得する意思がない旨を表明したことになるとすれば、外国人であるYにとって酷である。

むしろ本件では、YがY商標を出願する予定であることをBがXに告げていることから、YにはY商標につきわが国で商標権を取得する意思があるとみるべきである。

この点について、Bから伝えられた予定期間中にYがY商標の出願を行わなかったからといって、そのような事情をもって直ちにYがY商標を放棄したとか、わが国で商標権を取得する意思がない旨を表明したことになるとすれば、特に外国人であるYにとって酷である。すなわち、商標の出願がさまざまな事情によって遅延することはよくある事象であるうえ、しかもBから伝えられた予定期間の期限はXがBからその旨の連絡を受けてからわずか10日後であり、外国人であるYがわが国で出願を行うには短期間であると思われる。

したがって、本判決が判示するように、本件においてYはY商標を放棄したとか、わが国でその商標権を取得する意思がないことを表明したとはいえないと考えられる。

また、本件でXは、A商標およびYが出願する予定の商標がYとAが韓国で共有している商標に由来するものであると、いった当該外国権利者商標に係る詳細な事情も知っていたところである。

しかも、Xからの独占的通常使用権の許諾の申し出にYが難色を示しているが、その交渉中にXはX出願を行っている。そして、独占的通常使用権の許諾を得ていないにもかかわらず、XはY商標を付した商品が出回って値崩れを起こしているといった趣旨のことを述べている。これらの事情はいずれもXが専らX自身の利益を保護すべくX出願を行ったことをうかがわせるものであって、Yの利益を保護すべくX出願を行ったことをうかがわせるものではない。

そうすると、本件ではYの意思に反して出願をしないとのYからの期待を裏切ってX出願をしたとしても、それが結果としてYの意思に反するものではないといえる程度の正当化事情は存在しない。

以上の検討から、本判決の争点2に係る判示にも賛成する。

なお、本件はその後Xから上告受理の申立てが行われたが、令和5年2月9日に上告不受理の決定がなされている。また、令和5年10月11日現在、特許情報プラットフォームに掲載されている情報によれば、X商標は登録が取り消され、Y出願は登録査定後に設定登録料未納により出願却下処分とされている。 (なかがわ きよむね)

- ※1) 判時2148号121頁。知財高判令和3年12月15日「Reprogenetics事件」(裁判所ウェブサイト)も同旨。知財高判平成23年1月31日「AGRONATURA事件」(裁判所ウェブサイト)は、外国権利者と独占的販売契約を締結した日本商標権者が何らかの意味で代理人になったことは認められるが、それは商53条の2所定の期間内ではないとして、結論としては代理人に該当しない旨を判示する。
- ※2) 無体集15巻3号832頁
- ※3) G. H. C. Bodenhausen著/橋本良郎・後藤晴男訳『Guide to the Application of the Paris Convention for the Protection of Industrial Property』(AIPPI日本部会・1976年)120頁、後藤晴男『パリ条約講和〔第13版〕』(発明協会・2007年)421頁、豊崎光衛『工業所有権法〔新版・増補〕』(有斐閣・1980年)53頁
- ※4) 網野誠『商標(第6版)』(有斐閣・2002年)923頁、小野昌延=三山峻司『新・商標法概説〔第3版〕』(青林書院・2021年)546~547頁、小野昌延=三山峻司編『新・注解商標法(下巻)』(青林書院・2016年)1539頁(木棚照一)、粂優美『工業所有権法解説-パリ条約条解編』(ぎょうせい・1976年)135~136頁、平尾正樹『商標法<第3次改訂版>』(学陽書房・2022年)542頁、松田さとみ『商標法53条の2に基づく登録商標の取消審判請求』知財ふりむVol.13 No.147 1頁、紋谷暢男編『商標法50講〔改訂版〕』(有斐閣・1979年)189~190頁(広部和也)
- ※5) 網野・前掲書923頁、小野=三山・前掲書547頁、小野=三山編・前掲書1539~1540頁(木棚)、平尾・前掲書542頁、紋谷編・前掲書189~190頁(広部)
- ※6) 田村善之『商標法概説〔第2版〕』(弘文堂・2000年)97頁
- ※7) 松田・前掲論文9頁 ※8) Bodenhausen・前掲書129頁
- ※9) Bodenhausen・前掲書120頁、粂・前掲書138頁、後藤・前掲書424~425頁
- ※10) 豊崎・前掲書53頁

- ※11) Bodenhausen・前掲書120頁、後藤・前掲書425頁
- ※12) 特許庁編『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第22版〕』(発明推進協会・2022年)1758頁、松田・前掲論文6頁、平尾・前掲書545頁
- ※13) 高部真規子編『著作権・商標・不競法関係訴訟の実務〔第2版〕』(商事法務・2018年)430頁(鈴木わかかな)、小野=三山編・前掲書1544~1545頁(木棚)、田村・前掲書98~99頁
本判決を含めChromax事件やReprogenetics事件における判示もこの見解に近い。
- ※14) 小野=三山・前掲書548頁、土井輝生『判批』判評310号213頁、筒井豊『判批』判例商標法-村林隆一先生還暦記念論文集-』(発明協会・1991年)569~570頁
- ※15) 紋谷編・前掲書189~190頁(広部)、網野・前掲書930頁
- ※16) 本浪章市『判批』特許管理37巻2号209頁、土井・前掲『判批』213頁、平尾・前掲書545頁、紋谷編・前掲書189~190頁(広部)
- ※17) 網野・前掲書930頁
- ※18) Bodenhausen・前掲書121頁
- ※19) Bodenhausen・前掲書121頁 同様の事例を挙げるものとして後藤・前掲書427頁、豊崎・前掲書53頁
- ※20) 網野・前掲書929頁、小野=三山・前掲書548頁、小野=三山編・前掲書1546頁(木棚)、高部編・前掲書430頁(鈴木)、松田・前掲論文8頁、紋谷編・前掲書191頁(広部)
- ※21) 小野=三山編・前掲書1546頁(木棚)、高部編・前掲書430頁(鈴木)、平尾・前掲書545頁、本浪・前掲『判批』210頁
- ※22) 紋谷編・前掲書191頁(広部)。反対 金井重彦=鈴木将文=松嶋隆弘編著『商標法コンメンタル新版』(勁草書房・2022年)873頁(石井美緒)、網野・前掲書929頁、平尾・前掲書545頁
- ※23) 網野・前掲書929頁、小野=三山編・前掲書1546頁(木棚)、平尾・前掲書545頁、紋谷編・前掲書191頁(広部)